

物の処理と言う見出しで市町村長が厚生省令の定めるところにより特別清掃地域により業務上その他の理由により多量の汚物を生ずる土地及び建築物の責任者に衛生的な方法で汚物を市町村長の指定する場所に運搬し又は処分することを命ずるむねを規定したててあります。

この規定に基づきまして第七条はできておる訳でありまして町長がごみのええがうを自から処分、運搬を命ずることが出来る範囲をここに明確にしようとするものでございましてちゆう井は一日平均排水量、五拾キログラム以上、糞尿及び燃えがうは一日平均排水量、五拾キログラム以上をその対象にしたそうとするものであります。

次の第八条の規定も清掃法の規定を受けついで規定でありますして清掃法第八条を御覧願います。

特殊の汚物の処理と言う見出しで市町村長は特別清掃地域内の工場、事業所等で清掃作業を困難にし又は清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるもの、経営者に対し当該汚物を市町村長の指定する場所に運搬し、若しくは処分すべきことを命ずることが出来るむねの規定があるわけでありまして、この規定を受けついでおるわけでこの清掃法の規定により運搬処分を命ずる、特殊な汚物の範囲をこの第八条により明らかにしておこうとするもので、この第八条に列挙した様な汚物は町長が当該工場又は事業所の経営者に対しまして自ら運搬処分を命ずることが出来ること、相なるわけであります。

次は第九条でございますがこれは取扱の上の許可の条例でありますして、し尿であらうと、ちゆう井等、向わずこの条



例が施行されますと汚物取扱業を行うとするものは別に
 予定いたします規定の定める手続きによりまして、町
 長の許可を得なければなりません、同(四)項としましては
 扱業者として許可を受けたい町長が許可証を交付す
 る^(五)項としまして許可証を受けたいと、その内容の一部^(五)
 変更しようとするときはその理由を具してあうかじめ町
 長の承認を得なければならぬむねの強制を汚物取扱
 者に対して町長が行おうとするものであります、
 ガ十条は営業の休止及び廃止の規定でありまして取扱
 業者はその営業の全部又は一部を休止、廃止しようとする
 時はその前二月前に町長に届出なければならぬむね
 の義務を~~課~~そうとするものであります、
 次のガ十一條は従業者の鑑札の交付の規定でありまして



汚物の取り扱業者は汚物の収集運搬又は処分に従事
 しようとするとき又は人を使つて従事させようとするとき
 は住所氏名、生年月日を町長に届出て鑑札の交付を受け
 各家庭及び役場の関係職員からその呈示を求められ
 時にはそれを呈示しなければならぬむねの義務を汚物
 取り扱業者に課そうとするものであります、

次のガ十二條は汚物取扱い手数料の徴収の規定でございま
 してガ(一)項のごみ燃えがうについては過日の全員協議会に
 於て慎重御審議の上御決定いたさし、額をそのまゝ
 記載したもので普通料金は月額五拾円、特定料金は拾
 キログラム又はその端数につき月額拾円と規定しガ(二)項
 のふん尿は現行通りの額一樽につき貳拾八円ガ(三)項の犬
 ねこ等の死体については一頭につき貳百円と規定いたすもの

であります。

オ(二)項は普通料金に該当する一般世帯でありまして、も収集回集数の増加を希望するときは町長の許可を得て特定料金に切替えることができる。これは雑芥の収集は一般的に十日に一回予定しておりますが、収集の回数をおつと多く希望される御家庭もあると存じまして、この規定を設け、長款でそのごみの排出量が一月平均百五拾グラムを越さない家庭でございまして、普通料金から特定料金に切替えることによりまして、ごみの収集回数をどの家庭でも御希望によつて、収集回数を多くすることの出来るむねの規定であります。

次のオ十三条は手数料の納付方法の規定であります。この条例案におきましては、納付方法納期等については

別に規則で定めると言う委任をお願い申し上げてあるのであります。が、具体的な考想としては、事務職員を一名置きまして、三月分をまとめて徴収に歩きたい、三月分をまとめますと年に四回歩くことになりませんが、例えは四月、五月、六月分この三つを一諸に徴収することになり、又その徴収方法は現在水道課で行っている水道料金の集金方法にならうとして行なおうと、考えております。

次のオ十四条はごみ及び燃えがらの排出の査定の規定であります。特に特定料金を納付する大口世帯のごみ、燃えがらの排出量は町長が査定した量とする旨の規定であります。が、実際本来としては一月間のその世帯の累積をよく調べまして、各御家庭と話し合の上で一月の平均排出量を査定していただくのと考えております。又



事務の能率化のためにこの査定は年に一回行なうたこと
考えておる次がであります。

次の第十五条は手数料の減免の規定であります。が生活
保護世帯と言う町長において特別の理由があると
認めるときには汚物取扱手数料については減免する
ことができるとこの規定であります。

次の第十六条より第十八条の規定は清掃指導員に
関する規定であります。町長は職員のうちから清掃
指導員を任命し大掃除の指導その他常に環境衛
生上必要な事項をこの清掃指導員をして行な
うとするのであります。

次の第十九条は条例から規則への委任の規定でござい
ましてこの条例の施行について必要な細かい事項は

規則に委任するとの規定をいましておるのであります。

次は付則であります。が第二項におきましてはこの条例の
施行期日は別に規則で定めると規定いたしてございする
がこれはちゆう井の収集を委託いたします。取扱業者の
準備をありまして今こゝで六月何日から施行すると言
うことは多分に無理がとれますので具体的な施行の期日
を規則に委任させていたゞきたいと存するわけでありま
す。次の第二項は福生町、塵芥処理手数料条例。これは現在行
つております。一龍七町と言う収集手数料を取ると規定
した条例でございしますがこの清掃条例が施行いたします
れば当然福生町塵芥処理手数料条例は廃止しなければな
らないのであります。

第三項としましては昭和三十一年度の汚物処分計画の告示

についてはオ六条の規定にかゝわらず、このオ六条と申し
ますのは毎年度汚物の処分計画は当該事業年度の初め
に告示しなければならぬのです。が本年度はもうすで
に年度の中途でございまして、特例としてこの条例施行
後五日以内に告示するものの計画規定をここに設けようと
するものであります。

以上清掃条例案の内容について御説明申し上げました
が、いづれにしまして、八エの一番多く出る夏が間近にせ
まつているので、又町会長さん、衛生協力会長さんに色々お
話し合ひやつて、訳ですが明日の日曜日、オ三回目の
町会長さん、衛生協力会長の合同会議をお願いいたして
ありますので、ございしますが、条例案の重要性にかんが
みまして、慎重御審議をいたさば、まして、すみやかに御

可決あらんことを、べからうお願い申し上げます。

一議長（原修義） 本件については先に厚生委員会において調査研究が
なされており、ますので、委員長から御報告をお願い申
し上げます。

一十四番磯村武夫 先般雑芥とちゅう芥の処理方法について御
了承ねがっておりまして、町が特別清掃地域に指定さ
れまして、長ことについて、清掃事業を円滑に進める意味
において、清掃条例が必要である、ということですので、
定期的に遅れているので、この条例案を審議するよ
うにと申出を受けただけですが、委員会としては、本会議
をえって付託を受けておりませんので、この取扱を誤
解する、と、言うことを考えたもので、すが、一般町民に関
係の深い、担当委員会である、という立場の、えとに、最も、摘

切な条例案ができます。ことを考えまして去る三十七日に委員会を招集いたしましたして委員の皆様にお諮りし、

内容におきましては助役の方から御説明申し上げた通りであります。

しかし委員会としては参付^議を受けでない案件でありますので理事の方へお返ししたのであります。

一議長(高信義) 本件については質疑を行ないます。

一十八番(田村祐二) 助役に御質問いたします。

この町の定める看婦条例の精神でありますけれどもちゅう芥と雑芥の二つに別れておりまして、つづれえ目でみるときたなどという形が対象になつておるようでありますが臭いについてはこれは規制ができるのか。

次に汚物の取扱業者の許可の条例に細かくのつておりますがこれは必要条件を具備しておる業者であれば願ひ虫があれば必ず許可になるか、こういう精神で条例がつくられてゐるかどうか、それから特別な規定がない様でありますか必ずしもその業者は住民でなくてもよいのか、この点について御説明をお願いします。

一助役(藤崎俊夫) 田村議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。す、才一臭の臭いの臭いです。清掃法では汚物と言うものをごみ燃之がう、ふん尿、犬、ねこ、ねずみの死体に限定してあるようであります。おそらく田村議員さんのおっしゃるのは家畜を飼う場合の臭いかと思ひますがこの点につきましては、や、こしい法律であります。が、一、獣処理場等に関する法律というのがあります。



御承知の通り、特別清掃地域にすることは一^ミ米につき、
戸人以上の人口の区域を都知事が指定するわけですが、
こうした家畜の制限をするのは別の地域がありまして、
普通処理場等に関する法律の規定に基づく畜舎及び
家畜^ミ舎の届出を要する町又は区域指定とややこしい
のでありまして、特別清掃地域のうちで又家畜飼育
の制限を適用する場合には大体標準は特別清掃地
域の場合には、一^ミ米人口が戸人ですが、この場合には人口が
戸人以上が標準でありまして、こういった家畜、家畜^ミ舎を
飼うことの制限の区域を都知事が指定することかでき
ること、相なっております。

二十三区で指定を受けない区域も若干あります。
各市に於ても全市でなく一部区域が該当しております。

又町でも都内に国分寺町、日野町、小平町の三つの町は
そのうち小平町は全部特別清掃地域ですが、こうした家畜
を飼うことを制限する区域を都知事から制限されまし
て、そういうことをしております。この指定を受けますと
家畜を飼おうとするのに色々制限を知られま^す一口に
申し上げますと衛生的な飼^ミ方をしなければならぬ、
そして悪臭が出ない様々にしなければならぬ、
こういった制限があるわけであります。福生町におきま
してもこの清掃条例が御可決をいただきまして一段落
つきましたらこの区域の方の指定も受ける必要があるので
はないかと考えております。オニ番目の汚物取扱業者のこと
ですが清掃法で市町村長の許可を受けなければならぬ
い義務を指定したのはみだりに大勢の者が統制をどう



なくて汚物の収集を行ないました場合には特別清掃地域に指定された趣旨に反する色々な問題が生ずるので汚物の処理計画を計画的に行ないまするためにこの市町村長の許可を得なければ取扱業者の許可をとらなければ汚物取扱業者になれないと規定いたしましたのであらうと思ひます。この点については勿論住民でなくとも法律的では取扱業者になれるわけでありますが汚物取扱業者の生活権の問題もありましてその点慎重に対処しなくてはならぬ問題と思ひます。

二十八番(田村祐二) 今の条例の六条の汚物の処分計画の告示ですがこれは四月一日から翌年三月三十一日までという事業年度を決めましての計画のようでありますがこれは毎年この細部の計画を立案して告示するのかわ又は

変更があつたものでないかをその点を次年度に告示をいたしその他については前年度を踏襲するのかわ、そういう細部の内容がわかりでしからう説明を願ひます。

一助役(篠崎俊夫) お答へ申し上げます。

この規定は毎年告示をしなければならぬのであります。そして例之は雑沓は普通の家庭でありますれば、本年度は十日に一回収集に行く又は一週間一回くるのだと、このような収集の人夫の関係とかこのように毎年度この計画を具体的に決めなければならぬのであります。又特定料金を定める所は五ヶ月に一回ということであらうかじめ町民の方にお知らせ申し上げまして別個に徴収すると言うことに相なります。

二十八番(田村祐二) 一市の現況を想定をいたしまして考えますると

清掃条例によつて町民がそういう面によつて義務づけられることが出来てまいります。が、こんど業者が汚物を処理する上にここに清掃指導員というのが設置されて指導するようになっておりますが、過去に於てし尿処理の問題については理事者並びに議会の方でも配慮いたしし尿処理場等はできておりますが、これらの機械の不整理だとか言う問題等で必ずしも汚物が処理されてない、ややえすると地区外に於て福生町の町民には、清掃条例の観点から義務づけられるのですが、例えは業者が清掃地区外に於て清掃条例にえられてゐるような一つの義務づけられることであまりこのまじくない処分方法をすると、言うことは道義的に困つてくると思うので、これらについてはし尿処理ということ



になるとすぐに施設のことが並行して考えられるのであります。現在のし尿処理場の能力からいきますと、そのつど説明を受けておりますので、とにかく町から出るし尿処理を全部あの施設で処理するのは不可能だ、という結論で協同し尿処理場の建設の進められてゐる現状からいまして、え、これが条例を施行いたしまして、そういうようなあのし尿処理場の処分外のものの町の中、の処分等があると非常に遺憾なことがあらうと町民に清掃をさせてから義務づけるだけに難しい問題がでてくると思ふので、これらについては一つここで即答を求めようと申してあるのではあります。がよく理事者議会特に祖産委員会に於てはこれらの配慮をいたしませんと条例をつつたことがかえつて、自分たちのかいつかれに



すると言うようなことが現状として考えられますので特に御配慮をしてもらうたいということを申し上げます。

二番有藤真二 この条例に対して清掃地域に指定されたと言うことは誠に結構なことですがこの条例をみますると雑芥ちゅう井、犬ねこと言うことに規定されてる所に見受けられるのですがまずこの条例は施設が十分にできた町村の条例だと思ひますが福生町に於ては下水ができておらないので、現況においては町道とか都道、国道等の剥溝へ流し、その水とか、風呂の水等を流し非常にきかない。これは観光都市におきまして誠に不衛生でござると思うことを痛感するものであります。

又議員といたしましては議員はなにをしてゐるのかと、言うことが度々あります。又町道を掘さくして個人

が下水を流してゐると言う面もありますのでそういう面を条例で定めるかそういう考えを持つかどうかこの点につきまして理事者の見解を御説明願ひたいと思ひます。

一町長(頼清蔵) 有藤真二議員さんの御質問であります。が非常に大きな問題でありまして下水計画を立てませんとたゞ今の御質問の趣旨にそひませんがだんだん発展してゆく町をひか之まして何とか本格的に今後下水計画を完備したいとして趣旨にそつた施設にして行きたいと考へておる次第であります。

当面の考へとしては勿論現状維持であつてはならない。一歩ノノとそうしたことを改善していくより他はないわけですが、十分色々考へ合はせて、たゞ今の御質問に對しましての御趣旨にそういう努力をいたしたいと思ひます。